

地方公共団体等からの主な要望事項について

令和 4 年 1 2 月

※本資料は第 6 2 回審査会（令和 4 年 1 2 月 1 2 日）以降現時点までに、
文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目の概要をまとめたものである。

1. 中間指針の見直し

- 福島県全域を賠償の対象とし、被害の実態にふさわしい賠償を行うこと。「第 5 次追補」で終わりとせず、被害の実態を踏まえた見直しを続けること。*（ふくしま復興共同センター¹）*
- 最高裁判所の決定により、中間指針等の水準を上回る内容の損害賠償を認める各控訴審判決が確定したことを踏まえ、東京電力による福島第一原発事故による被害者への十分な損害賠償が早期に実現されるよう、中間指針等の見直しを速やかに行うこと。*（須賀川市議会）*

¹ 東日本大震災・原発事故被害の救援・復興めざす福島県共同センター